

石見陶業と同業組合組織

中 安 恵 一

はじめに

1. 製造戸数と製造高の推移—統計資料の分析—
2. 同業組合設立をめぐる

3. 設立以降の活動

む す び

はじめに

本稿は、石見陶業における同業組合化の意義について検討するものである。一般的に、同業組合に対する法整備は日清戦後の経営政策の一環として実施され、明治33（1900）年「重要物産同業組合法」（以下、同業組合法と略す）をもって制度的に整ったとされる。その後日露戦後には次々と同業組合が設立するなど、政府の勸業政策は同業組合法によって一層の進展を遂げたと言われている（由井1964：40、大森1990：31）。

同業組合をめぐる研究は政策史を中心に進められたが、1990年代になると同業組合の活動実態や地方政庁の勸業政策との関連に着目した個別実証的な研究が見られるようになる⁽¹⁾。具体的な成果としては、織物業における同業組合活動の主体性（松本1993）や、同業組合活動の活発化を促した地方政庁による政策の重要性（大森1991）の指摘などが挙げられよう。また近年では、京都府蚕糸業における第一次大戦期を境とした同業者組合をめぐる構図の変化、すなわち地方名望家の存在を背景とした「同業組合活動の積極性と間接的な県の勸業行政」という構図から、戦後における「同業組合の主体性の後退と府の主体化」という変化が指摘されている（加藤2010）。このように、とりわけ在来産業発展における同業組合への評価が研究史上の論点の一つとなっている。

一方で、陶磁器業に限れば、常滑・瀬戸・京都を取り上げた大森一宏による一連の研究（大森1995、2004）に限られる。またこれに類するものとして、

当該期の同業者を対象とした瀬戸・東濃地帯の生産システムの検討（宮地2008）や、同業者間の情報共有に着目した研究（今給黎2010、2013）なども挙げられようが、いずれにせよ十分に研究蓄積があるとは言いがたい状況である。そして、その対象地域はいずれも主要産地であってそれ以外を対象としたものは見られず、近代日本陶磁器業の全体像が十分明らかになっているとは言いがたい。

さて、石見陶業はおおよそ18世紀後半を淵源とし、開窯以来一貫して粗陶器を主製品としてきた陶業地帯とされる⁽²⁾。また、生産地が那賀郡・邇摩郡の海岸部に広域にわたる特徴を持ち、こうした特徴が幕末期にはすでに顕著であったことは前稿で指摘した（中安2015）が、それは同地域に長く連なる都野津層を採土地としていた事情によっていた。

本稿では、以上の特徴を踏まえ、「石見焼陶器製造業組合」が設立する明治36（1903）年前後から第一次世界大戦後までを射程とし、同業組合の設立経緯、目的、および具体的な活動内容とその経過について、県郡勸業政策との関わり⁽³⁾にも注目しながら分析を加える。広範な生産地に加え、小規模零細、販路面での桎梏といった石見陶業の持つ特徴を踏まえて同地帯における同業組合組織の意義を検討したい。なお、分析には主に統計資料・新聞記事・業界雑誌を取り上げる⁽⁴⁾。

1. 製造戸数と製造高の推移

—統計資料の分析—

石見地方の主な陶業生産地は、那賀郡と邇摩郡であり、本稿では両郡の生産地帯に対して石見陶業と

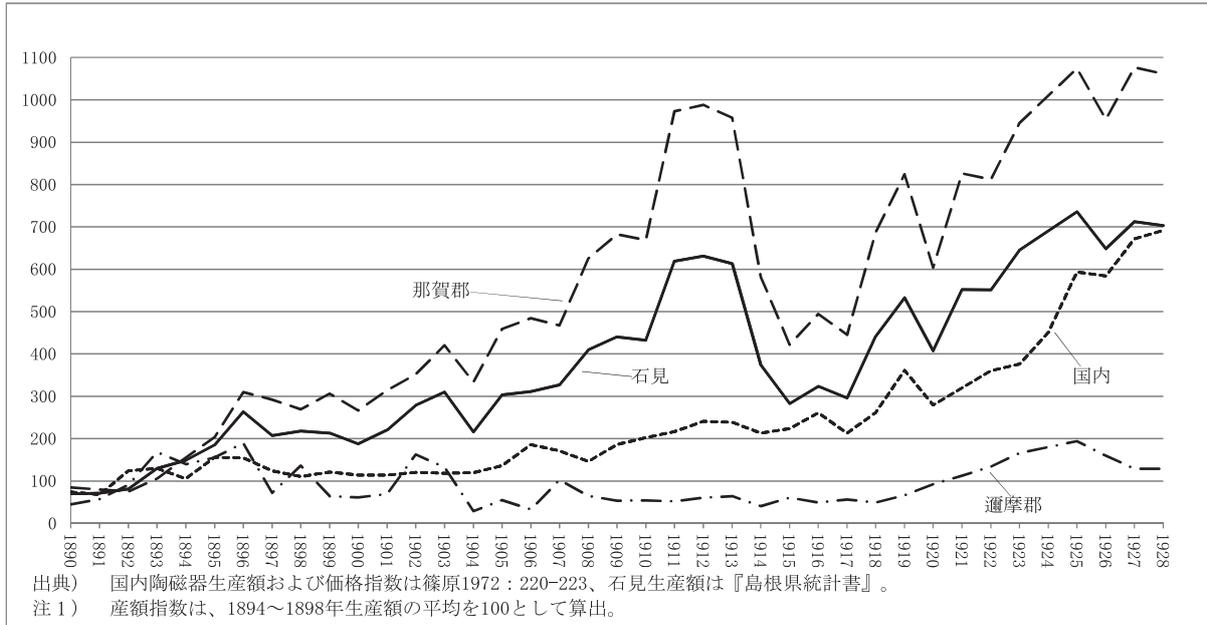


図1. 石見陶業および国内の生産額 (指数)

呼ぶ。石見陶業の産額の全国比は、明治23 (1890) 年で0.4% (約1.2万円：那賀郡0.9万円、邇摩郡0.3万円) であり、また大正2 (1913) 年には最大1.2%まで伸ばすが、石見陶業における全国シェアは概ね0.8%前後を推移する生産規模であった⁽⁵⁾。

図1は、統計データが確認できる明治23 (1890) 年以降の那賀郡・邇摩郡・石見 (那賀郡と邇摩郡の合算) および国内陶磁器全体の生産額について、窯業物価でデフレートした指数をグラフ化している。

石見陶業の生産額は、国内の傾向と同様増加傾向を見せている。中でも、明治41 (1908) 年から大正3 (1914) 年にかけての那賀郡の産額増による石見の大きな山が目立つ。また、石見ではおおそ大正3年までは国内の動向を上回る産額増加率であり、それ以降は国内の増加率と同水準であったといえよう。一方、邇摩郡は明治30 (1897) 年頃から大きな産額増加なく、むしろ大正7 (1918) まではそれよりやや低い水準で横ばいとなって

いる。

次に、表1では製造戸数の推移について各戸の職工数別の内訳とともに示している。製造戸数は概ね明治30 (1897) 年代で50戸前後、同40 (1907) 年代58~59戸、大正9 (1920) 年70戸と増加傾向にあり、全体で1.4倍の増加である。またその増加地域は那賀郡であって、明治30年代40戸弱、明治40年代44戸、大正期53~54戸となっている。一方、生産額同様、邇摩郡については15戸前後を推移し続け、大きな変

表1. 石見陶業の製造戸数

単位：戸

年	明治35 (1902)	明治37 (1904)	明治40 (1907)	明治42 (1909)	大正5 (1916)	大正9 (1920)
製造戸数計	50	49	59	58	66	70
郡別内訳						
那賀郡	37	39	44	44	53	54
邇摩郡	13	10	15	14	13	16
雇職工人数別 以上 未満						
1~10	48 (37)	47 (39)	59 (44)	52 (38)	59 (46)	54 (38)
10~15	2 (0)	2 (0)		5 (5)	3 (3)	11 (11)
15~20					3 (3)	4 (4)
20~25				1 (1)	1 (1)	1 (1)
動力					2 (2)	2 (2)

出典) 農商務省「工場通覧」。

注1) 雇職工人数別内訳の () 内数字は、那賀郡の内訳を指す。

注2) 動力数は、10人以上の工場を対象にして計上した戸数を指す。

化は見られない。次に、工場規模を見るとほとんどが10人未満であり大正5（1916）年まで9割の製造者がこれに該当する。大正9（1920）年になるとやや比率は低くなり8割弱となっている。さらに、表には掲げていないが、明治42（1909）年の統計に限り5人未満の戸数が判明する。これによれば、10人未満52戸のうち5人未満が37戸、5～9人が15戸という内訳であり、全58戸のうち6割以上が5人未満の零細経営であった。なお、明治42（1909）年以降になると20名以上の工場⁽⁶⁾が見られるが、いずれも陶器と瓦の併窯工場であり、陶器に限れば実態は10人程度の規模と考えられる。すなわち、当該期を通じて石見陶業は一部が大工場化することもなく⁽⁷⁾、全製造者が20人未満の零細経営者であり続けた。このほか、動力の導入については、大正5（1916）年から那賀郡で2戸確認されるがこれは電動土練機であったと思われる。この点について後述する。

2. 同業組合設立をめぐる

(1) 設立の経緯

◎陶器組合会 過日報道せし如く那賀郡江津、都濃、下松山の三ヶ村を以て組織せる江津陶器製造業組合創立会は去る三十日午後一時より江津村大字郷田村会議場に於て開場翌三十一日午後四時閉会せる趣なるが今其設立要旨を聞くに該会は一は所謂江津焼の改良を計り一は外国貿易品と為さんとするにありて島田那賀郡書記も臨席せるが組合員十六名は残らず出席しまつ山田江津村長を仮議長として規約の審議を了り（傍線は筆者）

（山陰：明治30（1897）年11月5日付）

石見陶業における同業組合組織化の動きは、管見の限り明治30（1897）年にさかのぼる。那賀郡江津・都濃・下松山の三ヶ村の関係者による「江津陶器製造業組合」が江津焼の改良と外国貿易品化を設立要旨として企図された。なお、出雲地方では明治28（1895）年5月に「出雲国布志名陶器業組合」が設立（明治31年に「出雲陶器業組合」に改編）している⁽⁸⁾。すなわち、島根県内の陶業はおおよそ明治28

（1895）年～30（1897）年頃から同業組合化の動きが具体化していたといえる。ただし、江津陶器製造業組合はこのとき何らかの事情で実現せず⁽⁹⁾、石見陶業の同業組合組織は明治36（1903）年7月、那賀郡・邇摩郡の一部を対象地域とした「石見焼陶器製造業組合」の設立（那賀郡共進会展覧会協賛会1916：181-182）を待つことになる⁽¹⁰⁾。

同業組合設立後、先ず実施されたのが県費補助の申請であった⁽¹¹⁾が、それは次の理由による。

石見陶器業の現況

（中略）同地方は一般に官林多く、燃料に供せらるゝ松材は官林事業との関係上時々欠乏価格騰貴することあり、其結果窯元に於ては営業上収支引き合はざると近年益々甚しと称す、従て営業者は事業継続上止むを得ず焼窯を改良して木材燃料を節減するの工夫をなすか若くは新たに石炭焼を創始するか若くは特別に装飾品を創製して製品価格を昇騰せしむるの急務あり、此必要に強迫せられたる地方陶業者は一昨年協議して本省の認可を得、先づ陶器製造同業組合を組織し、本年度に於て郡県の保護奨励費を得て製陶模範工場を江津及温泉津に設立し、技手を信楽より聘用して製陶改良の実を挙げんことを企画せり、爾来愈々嶄新の改良品製出せらるべしと信ず（読点は筆者）

（窯業13（145）：明治37（1904）年）

これは『大日本窯業協会雑誌』掲載の「出雲石見通信」内の記事である。通信員は出雲陶器試験所技師の島田彌市であった。これによれば、官林が多い石見では官林事業によって時々松材の払底による価格騰貴が起き陶業者の経営を逼迫したが、近年はそれが甚だしい状況にあったという。従って、陶業者は焼窯改良による松材燃料の節減や石炭焼の導入、あるいはより製品単価の高い装飾品の製造、といった何らかの改善が急務であり、これを受けて協議した結果、彼らは製品改良によってこれを乗り越えようとしているという。同業組合化と県費補助は、そのために必要急務であった模範工場設立のための製造者側の具体策であった。

表 2. 同業組合組織の産地別比較

組合	設立	人数	模範工場/研究所	補助	奨励	同業組合法認可
石見焼陶器製造業組合 →那賀郡窯業組合	M36 →T3	50 (M36)	模範工場 (M37~) 試験部 (T3~)	県 : 825円(M37時 点)、郡補助(M42~)	表彰制度	T8
常滑陶器同業組合	M33	247 (M34)	模範研究所 (M40~)	県 : 400円 町村 : 200円		M33
瀬戸陶磁器工商同業組合	M32	620 (M34)		県 : 500円 町村 : 125円	窯業競技会 (M34~)	M32
京都陶磁器商工同業組合	M33	453 (M42)	京都市陶磁器試験所 の支援(M29~)		陶磁器奨励会	M33

出典) 明治36年『島根県統計書』、『那賀郡誌』 : 181-182、大森1995。

注 1) M : 明治、T : 大正を表す。

注 2) 石見焼陶器製造業組合は、大正 3 年に瓦業者と協同した那賀郡窯業組合へ改編。

注 3) 石見焼陶器製造業組合の人数は、同業組人数ではなく当時の那賀郡・宍摩郡製造戸数の合計。

陶業組合員は従来「石見焼」の名ある陶器の改良を企て、瀬摩那賀の両郡に模範工場を設立し、度々石見全国の同業者に改良進歩の方法を注入せんとの希望を懐き、目下県税補助出願中 (読点、下線は筆者)

(山陰 : 明治36 (1903) 年12月 4 日付)

同様の趣旨は当時の新聞記事からも見て取ることが出来る。模範工場の設立は「石見全国の同業者に改良進歩の方法を注入せん」ためであった。

(2) 模範工場設立をめぐる

先の「出雲石見通信」には、「石見焼陶器製造模範工場創設に付県費補助請願書」が附録されている。これは、明治36 (1903) 年 9 月15日に石見焼陶器製造業組合人物代の郷田村・泉乙吉および温泉津村・野村藤蔵らによって提出された請願書である。これによると、彼らは陶業奨励費の名目で県費計1,767円の補助を請願している。

陶器業奨励費

予算金 壹千五百貳拾五円

決議額 壹千八百貳拾五円

三百円増額理由

陶器業奨励費ハ金千円ヲ出雲陶器業組合ニ補助シ金五百貳拾五円ヲ石見陶器業組合ニ於いて施行セントスル模範工場費中技術者ニ属スル経費ニ補助セントスルニアルモ県会ニ於テハ組合ヨリ補助出願スル窯築造費及機械費ニ対シ其経費ノ半額即チ参百円ヲ増加シ事業ノ効果ヲ确实

ニ完クセシメントスルニアリ

(「県会」⁽¹²⁾ 明治36 (1903) 年)

当時の県会では、石見陶業への補助費予算額が議題に上がり、その結果石見陶業組合への補助額は模範工場新設にかかる工場内技術者の経費525円と、窯築造費・機械費への補助300円の計825円で決議した。石見に先立ち明治31 (1898) 年より県費補助があった出雲陶器業組合への1,000円の補助費と合わせて合計1,825円の奨励費が県下陶業者に配当された。石見への決議額825円は請願額1,700円余の半額以下であったが、予定通り翌年度より江津・温泉津二ヶ所に模範工場が設置された。

(3) 同業組合組織の特徴

表 2 は、組合の設立時期・人数・主な制度・補助・奨励などについて比較検討のために他産地の同業組合の事例とともに一覧している。一瞥してわかるように模範工場や試験所の設置、および表彰制度・競技会といった奨励制度、あるいは地方政庁による補助金散布などは、特段石見に限ったものではなく一般的な施策であったことがわかる。ただ、石見の場合、同業組合設立時の製造者数が50名であったことを鑑みると、設立期の主な使途が模範工場建設費だったとは言え、他産地に比べ人数の割には厚遇を受けていたとも受け取れる。

石見の同業組合でもう一つ特徴的なのが、同業組合法認可が那賀郡窯業組合時代の⁽¹³⁾大正 8 (1919) 年 11 月にまで下る点である。他産地がいずれも同業組

合成立と同時に認可を受けているのに対し、石見の場合それとは異なっている。とは言え、石見陶業においても明治36（1903）年の同業組合設立時に、「我等曩きに農商務大臣閣下に県下重要物産石見焼同業陶器組合認可の申請をなし」⁽¹³⁾と、同業組合法認可の申請は行われていた。しかし、何らかの理由でそれは実現せず、大正8（1919）年の認可までは、同業組合法ではなく島根県の同業組合規則に依って設立した準則組合扱いの組織⁽¹⁴⁾であった。このことは、彼らが同業組合法の持つアウトサイダーの取締りをはじめとした拘束機能の利用（この点については後述）よりもむしろ組織化自体を優先した証左であり、何よりも模範工場の設立が急務だったことを示唆している。

これと関連して、石見陶業の場合、同業組合組織の頻繁な改編も特徴的であろう。明治36（1903）年の同業組合成立後、同41（1908）年には邇摩郡の陶業者が脱退し那賀郡のみの組織になる。さらに大正3（1914）年には瓦製造業者を加えた「那賀郡窯業組合」となり、石見窯業の同業組合組織には度重なる改編があった（那賀郡共進会展覧会協賛会1916：181-182）。こうした一枚岩とは言えない状況を見ると、同業組合によるアウトサイダー取締りの実施は実態的にも困難だったことを想像させる。

3. 設立以降の活動

(1) 技術指導と徒弟養成

●石見陶器の技手 石見焼陶器改良に就ては那賀郡江津邇摩郡温泉津両所に模範工場を設置する事となり、既に県費の補助を受くる事になり居れるが、今回模範工場に江州信楽焼技手を招聘せんと去月石見焼同業組合より代表者二名を派遣せしが、その結果今井金作といふを聘する事となり、去二日来着せし由なるが同技手は先年皇太子殿下御慶事祝賀として献上せし信楽焼茶坪の制作にて、頗る腕利きなりとの評判なり（読点・下線は筆者）

（山陰：明治37（1904）年6月10日付）

明治37（1904）年の模範工場設置に伴い、併せて

他産地から技術者招聘が試みられた。本記事には「信楽焼茶坪の制作人」今井金作なる人物が「頗る腕利き」であるとの情報を得て招聘している。当時の石見における主力製品は甕類であったが⁽¹⁵⁾、甕類生産専門の教師に限定した選定ではなかった。すなわち、どちらかと言えば生産技術の底上げや製造品種の多様化⁽¹⁶⁾を企図した招聘であったことが推測される。なお、このほかに京都からも1名招聘している（島根県1966a：726）がその詳細は不明である。

（注：徒弟養成所）

同所は四十三年四月の創設にして、入所中は食費は組合より支給し、修業に要する器具は一切貸与する規定にて、新卒業は既に各工場に契約済となれりと（注釈・読点は筆者）

（窯業 20（237）：明治45（1912）年5月）

明治43（1910）年4月、模範工場は那賀郡石見村大字長沢の吹ヶ迫早太工場内に移設され、その際に場内に徒弟養成所が併設される。徒弟養成所では食費の支給と修業に要する器具の貸与がなされ、技術者の養成と卒業者の各工場への速やかな供給が図られた。実際に、同年に名古屋市で開かれた第10回関西府県聯合共進会では、吹ヶ迫早太および徒弟養成所がそれぞれ4等入賞を果たし⁽¹⁷⁾、養成所開設の一定の成果を看取ることが出来る。

(2) 販路の確保・拡張

明治37（1904）年12月17日、大坂石井商店なる商工関係者一行が那賀郡江津村を訪れた。監督法橋善作、支配人中元甫之、商務主任大島林之助らである。この大坂石井商店とは、東京の実業家であった石井千太郎⁽¹⁸⁾による東京石井商会の大阪支店であり、また監督の法橋善作とは伯耆出身の人物で、当時大阪市会議員兼大阪商業会議所議員であったという⁽¹⁹⁾。新聞の報じるところによれば、彼らは江津村西暁寺での宴会に招かれそこで来会者へ対し、「石見物産の大坂市場に於ける従来の声価等を詳説」し、その中で「将来同商店と地方荷主との関係につき希望する所あり」と述べた⁽²⁰⁾。

翌日石見陶器製造組合の議員卅余名は右一行を

同寺に招き懇話会を開き石見陶器の一手販売につき協議を遂げしに同商店は之を快諾し大島氏を残して万般の契約を取り結ばしむる事となせり

(山陰：明治37 (1904) 年12月23日付)

その翌日、石見焼陶器製造業組合の議員らは法橋一行と懇話会を開き、そこで同業組合は石井商店との専売契約を結んだ。大阪販路の確保・拡張における同業組合として活動を垣間見ることができる。

ところで、石井商店商務主任の大島林之助は地元那賀郡和木村出身で、明治20 (1887) 年代に諸国物産の販路拡張のために大阪市道頓堀通に石見物産委託販売店を開業し、石見を中心とした県下物産の委託販売を行っていた。しかし、資力の限界から明治37 (1904) 年に石井千太郎へ懇願し石井商店傘下となり、同店の主任となったという。石井商店は、情況把握や荷主との面会による意見交換のほか、島根県下各地の銀行との交渉や、大阪の相場報知のために各新聞社と特約を得ることを企図したようだが⁽²¹⁾、背景には以上のような経緯と石見地方との関係があった。大島は、そもそも大阪に委託販売店を設けた理由として、従来からの石見荷主らのお阪輸出に際する頻繁な損失を挙げている。石井商店は、石見荷主らにとっての「確実なる委託販売店」を大阪に設け、相応相場での取引を行うことでこの改善を目指した。当時の石見荷主の苦況がうかがわれよう。その後の動向は不明であるが、石見荷主としてみれば同業組合を窓口とした販売地の「確実なる委託販売店」の存在は、彼らの経営改善の一助となりうるものであったと思われる。

(3) 県郡による殖産興業政策

(i) 電動土練機の導入

明治44 (1911) 年、島根県内務部発行の県下陶業に関する調査報告書で、窯業技術者であり当時の国内窯業研究の第一人者であった北村彌一郎は石見焼の生産設備について次のように述べる。

坯土 石見焼ト同種類ニ属シー層発達進歩セル
近江ノ信楽焼ハ、近来共同シテ其坯土ノ調製ヲ

為スコトトシ、西洋式ノ新機械ヲ備へ、蒸気機関ヲ使用シテ之ヲ運転セリ、石見焼製造業ハ、各地ニ散在スルヲ以テ共同調土ノ方法ヲ採ルコト一般ニ不可能ナルノミナラス、製造者ノ集団セル地方ニ於テモ資力ノ状態ヨリシテ差当リスノ如キ多費ヲ要スル設備ヲ為スコト能ハサルヘシト雖、牛馬或ハ二三馬力ノ石油機関ヲ以テ運転シ得ヘキ簡単ナル土練機ヲ使用セハ、有利ナラン (読点・傍線は筆者)

(北村1911：8-9)

北村は、石見陶業の特徴である分散する製造者と薄弱な資本力が足かせとなり、坯土調製の面で同類の信楽焼に遅れをとっているという。そして可能な改善案として土練機の導入を挙げている。

●石見国の窯業

島根県に於ては、県下主要産業の一たる窯業の奨励方針を執り、年々之に対する補助を与えつゝある其効果着々顕はるゝに至り、其年産額の如きも五十万円を超ゆるに到りたり、而して現時石見国に於ける窯業品に付改良すべき最大急務は、技術上に付ては窯地の精煉、釉薬の改善及び成形上粗製濫造を防止すること等にして、右の内、素地土の精煉及煉捏費節約の目的を達せん為、石見陶器組合に於ては県費補助を基礎として塚田県工業技手の設計指導により過般電動力によりて運転せしむべき三馬力掛の土練機を設置したる、其結果頗る良好にして、使用する一日の夫役は五人にして僅かに七八百貫匁を作りたるに、新機は男女夫役一人にて一日千五百貫匁の練土を得たるが故に、機械設置費其他消耗費等を配当差引くも一日裕に一円六十銭強の節約をなし得、之を一年に積算すれば一工場の製土費約六百円を節減するの割合となる、其上従来粗悪として使用せざる原土も精製使用せらるゝに至り素地土の収縮率も減少し、製品の表面平滑となれるの好成績を認めらるゝに至れるより、爾来僅々二ヶ月間に各窯業家に於ては県費の補助を得ずして独力其工場に据付くるに至り、今や其数七台を算するに至れり (読点・傍

線は筆者)

(窯業 22 (254) : 大正 2 (1913) 年10月)

大正 2 (1913) 年、島根県は従来の県費補助に加え技術指導というより直接的な勸業策をとる。記事によれば、当時窯業は「県下主要産業の一」であったという。そして「窯地の精煉、釉薬の改善及び成形上粗製濫造を防止すること」が「改良すべき最大急務」であった。同業組合は県費補助を基礎に県の技術者・塚田工業技手の指導を受け、彼の設計指導によって電動力運転の「三馬力掛の土練機」が設置された。その結果、年間600円の経費節減と品質向上を達成し、以降 2 ヶ月で電動土練機 7 台が設置されたという。

(ii) 県下重要産業への指定

ところで、島根県は明治 28 (1895) 年、明治 42 (1909) 年、大正 7 (1918) 年の 3 度殖産興業計画を行っている。いずれも当時の島根県内の重要産業を選定し、具体的な計画を策定したものである。表 3 は各回に対象となった産業の一覧である。農業・養蚕業・漁業・畜産業・林業への指定が一貫している一方、工業は指定産業に変化が見られる。同表の通り、窯業は明治期においては勸業項目として見られず、大正 7 年に初めて指定され県下主要産業に位置づけられている。

実際に、これを機に県による窯業への施策はより積極化していく。大正 7 (1918) 年の島根県産業計画に明記された、窯業に対する施策の具体内容を表 4 に示した。対象は石見地方に限らず県全体である

表 3. 県重要物産の推移

年次	物産／産業名
明治28 (1895)	米 麦 蚕糸 畜産 綿 麻 茶 織物 紙 鉄 水産 森林
明治42 (1909)	普通農産(米・麦) 蚕糸(蚕繭・ 蚕糸類) 畜産(牛・馬) 林産 (用材・木炭) 水産(漁撈・製造・ 養殖)
大正 7 (1918)	普通農事 蚕糸業 畜産業 林業 水産業 醸造業 製紙業 窯業 染 織業 各種工業

出典) 明治28年「県知事諮問ニ対スル殖産興業ニ関スル意見書」(島根県1966a: 535-536)、明治44年「丸山知事高岡知事事務請渡書」(同: 675)、大正 7 年「島根県産業計画書」(島根県1966b: 1-16)。

が、その項目は①技能上進・職工養成、②機械応用・窯改良、③生産販売方法の改善、④製品の統一であり、その補助経費は合計2,600円に上っている。中でも注目できるのは、④において「製品統一ニ関スル施設ニ付テハ同業組合ヲシテ県ノ任命スル相当員数ノ検査員ヲ設置セシムルコト」⁽²²⁾と、県管理下での検査制度が明記され、また①にも「組合ニ対スル技術者設置補助ハ之ヲ廃止シ郡カ技術者ヲ設置スル場合ニ於テ之ニ対シ補助スルコト」⁽²³⁾と、技術者設置における主導組織が同業者から郡に移されており、県郡政庁による主体的な姿勢を窺うことができる点である。このほか、③④に見えるように、石見陶業の特徴である生産地の「地域広範ニシテ且小規模ノモノ多数ナルカ為其ノ製品区々ニシテ取引上不利少カラサル」⁽²⁴⁾点を念頭にした改善策である点を指摘しておきたい。

表 4. 勸業施策一覧

番号	項目	概要	理由	経費
①	技能上進・職工養成	郡設置の技術者・組合の職工養成事業への補助	従来の組合に技術員を設置する方法では不十分だったため	300円×3名(3部分)、300円
②	機械応用・窯改良	経費補助	土練機普及のため(現況、29/391戸)	300円×2ヶ所
③	生産販売方法の改善	共同購買・共同作業・共同販売を行うため産業組合を設置	小規模経営による営業上の不利が多いため	
④	製品の統一	同業組合による検査励行と検査費への補助	小規模で広範な経営状況から製品が区々で取引上不利が多いため	400円×2ヶ所

出典)「島根県産業計画書」(島根県1966b: 52-53)。

(iii) 県郡政庁の積極的関与と製品統一

◎石見焼改善 那賀郡に於ける石見瓦等の窯業事業、従来同業者の組合にて奨励其他の事務を掌り居りしも、八年度よりは是を郡事業に移し、郡は常設技術員を設け、尚ほ製品の統一を図るため検査員五名を設くる事となしたる外、試験費として陶土の検査、釉薬試験、素地試験等を本年度より実施すべく経費を計上せり（中略）又機械を応用するもの少く、現在土煉器を使用せる工場は陶器瓦業総戸数百八十戸に対し僅かに九戸に過ぎず、或は現在の陶器及瓦窯の総数百廿一窯に対し改良したるもの僅かに七窯に過ぎざるを以て之が普及改善に力め（中略）製品区々にして取引上不利あるを以て之が統一の方法を講ずる計画なりと（読点・傍線は筆者）
（石見：大正8（1919）年3月15日付）

本記事では、大正8（1919）年度から窯業事業の「奨励其他の事務」をこれまでの同業組合に代わり那賀郡事業として行うことが報じられている。「奨励其他の事務」の業務範囲は判然としないが、常設技術員および検査員5名の配置、陶土検査、釉薬試験、素地試験等を本年度より実施するという。これは前述の県の施策に関連するものと考えてよいだろう。このように大正7～8年にかけては、郡主導による技術員・検査員の設置や各種試験の実施など県郡政庁の同業組合への積極的関与と一部事業の主導化があった。とりわけ検査の本格化は、同業組合の施策として明治後期には窺えなかった粗製濫造防止・製品統一に向けた具体策として注目できよう。

また、上の史料では土練機普及の状況にも触れているが、窯業者180戸中9戸と前述の大正2（1913）年の新設当初に7戸設置された状況から大差ない。そのため製品が区々で取引上不利であるといい、その対策の必要性を訴えている。つまり、製品統一に向けた課題は、検査の充実や生産地の地理的桎梏の克服だけでなく設備改善にもあった。

設備の改善案は、以下の史料にもうかがえる。陶器制作過程における不揃いとなりうる工程を極力減らすための土練機の共同化である。

◎土煉機新設 那賀郡窯業同業者、都濃村嘉久志・森脇正人、江津町・右田光之輔外四名から約三千円の経費で共同土煉機工場を設置せん計画で其筋へ補助の申請をしたが、元来石見焼陶器は県重要物産で其生産額も逐日増大し、現に満鮮方面へまで輸出するの盛況であるも、何分品質不揃の為に価格低廉で、陶業者の多年懸案として値段の向上に苦心しつゝあったが、昨年他府県視察の結果、販売地では同一形状の品物でも品質の不揃ひから優勝劣敗の悲運を免れぬので、濃尾地方の生産品の如きは多数工場の使用土は悉く異なるも其原土を或る一地点に蒐集して精練し、而して之を各工場に分配使用するが故に出来上つた製品は優劣なく、従て価格の如き益々向上しつゝあるが故であると（読点・傍線は筆者）

（石見：大正8（1919）年8月15日付）

前述の通り、大正2（1913）年に設置された土練機は、経費節減に加え「従来粗悪として使用せざる原土も精製使用せらるゝに至り素地土の収縮率も減少し、製品の表面平滑となれるの好成绩を認めらる」⁽²⁵⁾と、品質改善にも一定の効果を挙げていた。しかし、「何分品質不揃の為に価格低廉で、陶業者の多年懸案として値段の向上に苦心」とここでも見えるように、製品価格の向上においては単なる経費節減や品質改善だけでなく製品統一の実現が肝要であり、また大きな課題であったことがわかる。記事の通り、濃尾地方ではこの課題に対して土練機の共同化を行って効果を挙げつつあったようで、すなわち原土を一ヶ所に集めて精練しそれを各工場へ分配することで製品統一が可能となるという。石見陶業者らはこうした先行事例を参考に共同土練機設置を企て、また補助の申請を県郡政庁へ行つたと思われる。

(iv) 同業組合法の認可

第2章で触れたように、設立期の同業組合は同業組合法認可のない準則組合であったが、大正8（1919）年11月、那賀郡窯業組合時代によりやく認

可組織となる。

◎那賀郡の窯業 (中略) 昨年同業者間の連絡を図り努めて粗製濫造を防止し、尚ほ検査の励行と製品の改良を期するため重要物産同業組合法に依り那賀郡一円を地区としたる瓦製造業及陶器製造業者百七名を以て那賀郡窯業組合を設立することとなり、石見村吹ヶ迫早太外十二名より県知事に対し右認可申請をなしたるにつき、県に於ては目下主務省と打合せ協議中なりと (読点・傍線は筆者)

(石見：大正8(1919)年7月15日付)

本記事では、「那賀郡窯業組合を設立」とあるが、すでに同名の組合自体は大正3年にすでに設立しており、時期的にもここでは同業組合法認可を指していると思われる。大正8年7月時点で同業組合法へ申請している状況を見て取れる。

ここまで見たように、県による殖産興業指定(大正7年8月)→一部組合事業の郡主導化(同8年4月)→同業組合法申請(同7月時点)→認可(同11月)という一連の流れを見るに、同業組合法認可組織化と県郡政庁の施策の緊密な関連性が窺われる。すなわち、同業組合法は県を通して国の許可を得ることを踏まえれば、認可申請もまた県郡政庁による強い関与が想像され、あるいは施策の一貫であった可能性もあろう。

ところで、明治33(1900)年の同業組合法は同一地区三分の二以上の同業者による同意、ないしは農商務大臣の命令によって設立されるが、加入に商工業者の区別はなく、また未加入者に対する過料規定を持つことで組合が製品検査を実行し粗製濫造防止を図ることを可能にしたものと位置づけられている(由井1964:40)。また、それに伴い準則組合に対する加入義務は法的になくなり、政府の行政対象外となった(同:43)。このように、同業組合法に依る一番の意義は同業者の脱退加入に対する拘束とそれに伴う粗製濫造防止であった。上の記事にも「粗製濫造を防止し尚ほ検査の励行と製品の改良を期するため重要物産同業組合法に依」とあり、那賀郡窯業組合のこの時期の問題意識を知ることが出来る。

すなわち、同業組合編成の観点においても製品統一への対応がこの時期において本格化したことがうかがわれる⁽²⁶⁾。

(4) 窯の改良 — 燃料改革はあったか —

第1章で触れたように、同業組合設立の背景にあったのは燃料高騰による経営の逼迫であったが、それに対する具体的な施策はあったのだろうか。北村は、前掲明治44(1911)年の報告書で石見陶業にける燃料問題について言及し次のように述べている。石炭は松材に比べ4割程度の経費となる試算⁽²⁷⁾であるので今後石炭窯への移行を具体的に検討すべきである、との旨である。そして同氏は当地陶業者からの依頼によって石見焼の石炭窯の設計図を本報告書に付した。つまり、明治末期においては依然として松材を燃料とした登り窯であった。さらに、前述の大正2(1913)年の県技術者による指導の際も、土練機の導入はあっても石炭窯導入の事実は確認できない。また表1によれば大正9(1920)年にも動力として石炭を導入した工場は見られないことから、実態としては大正期も引き続き石炭窯は普及しなかったと考えられる。

以上から、当該期においては、県費補助の請願書の通り模範工場や徒弟養成所を設置して製品改良による経営改善を図った一方、燃料高騰への直接的な対応は見られず、大規模な窯の改良や燃料改革はなかったものと思われる。

む す び

繰り返すが、石見陶業では明治30(1897)年代前半の原料高騰による経営悪化を受け、製品単価の上昇を目的とした製品改良が目指された。明治36(1903)年の同業組合設立は、そうした当時の状況を好転させるための急務として同業者主導で目指された活動と考えてよいだろう。また、組合化においては同業組合法認可を理想としたが、それは実現しないまま組織活動は開始した。すなわち、それは結果的にせよ彼らにとって必要条件ではなかったことを意味している。実際、同業組合設立の翌年から県

補助金を利用して模範工場や徒弟養成所を設置したほか、また販路の確保・拡張活動など喫緊の課題克服に向けた様々な活動も確認できた。

一方で、同業組合の準則組合たる性格も影響してか、邇摩郡内同業者の脱退、那賀郡瓦業者との併合など頻繁な組織改編が行われた。したがって、アウトサイダー取締りなどの製品統一や粗製濫造への対策が十分に講じられることは、仮に目指されていたとしても実質的には困難であったと思われる⁽²⁸⁾。その後、大正期に入ると、窯業が島根県における産業的な位置づけを高めたこともあり、県郡政庁の積極的な補助や主体的な運営によって、組合成立期から実施されていた製品改良や販路改善などに加えて、改善急務となっていた粗製濫造防止と製品統一への施策が積極的に行われた。主たる具体策は、①製品検査の本格化、②同業組合法の認可とそれに伴う脱退加入規制強化、③土練機の導入および共同化、の三点であった。なお、③については、製品統一によって品質向上をなし利益増を図るといえる中期的な経営改善だけでなく、工程の効率化による短期的な経営改善も兼ねていたのは言うまでもない。

以上のように、石見陶業における同業組合組織の活動は、おおそ明治36 (1903) 年における設備整備・技術改良を中心とした段階から、第一次大戦後期における粗製濫造防止への注力による経営改善を目指した段階へと、推移していったと言えよう。そして、その背景には同業組合設立期の同業者による自律的活動から地方政庁の積極関与と一部主導化、という同業組合の運営上の変化があった。

次に、同業組合が果たした役割とその影響については、終始同業組合があった那賀郡と早々に陶業者が脱退をした邇摩郡との比較によって若干の推察が可能であろう。両郡ともに同業組合設立とともに模範工場が設置されたが、その後の推移は異なるものであった。すなわち、第1章で見た邇摩郡の製造戸数や生産額が那賀郡ほど増加しなかった点に同業組合の評価を見出せはしないだろうか。改めて表1を見ると、那賀郡が同業組合設立期以降、明治37 (1904) 年から10年間飛躍的に生産額を伸ばしてい

る一方、邇摩郡は設立当初は増加傾向にあったものの、脱退した明治41 (1908) 年以降は同業組合設立前の水準を下回っている状況にある。邇摩郡が明治30年代前半期の水準を上回るのは島根県が窯業を重要物産に指定し積極的な勸業政策に乗り出す大正8 (1919) 年以降にまで下る。なお、この時には邇摩郡も県の補助を受けたと思われる (表4参照)⁽²⁹⁾。やや傍証的であり、もちろん生産における地理的な違いもあろうが、それにしても両者の状況の違いは顕著である。この他にも那賀郡の生産者が広範に分散していた事実を加味すれば、同業組合が果たした役割は小さくなかったのではないか。

ところで、明治末期から大正前期におけるこのような生産額の伸長は、第1章で触れたように国内の状況を上回っていたが、その具体的要因について同業組合の施策や運営面から実証することは叶わなかった。今後明らかにしていく上では、石見陶業の生産製品の特徴や製品の棲み分けの問題についても考慮し、検討する必要があるだろう。これらの点については今後の課題としたい。

【註】

- (1) 政策史的観点からは由井1964、藤田1981、白戸1980、1981、1982など、同業組合の活動を具体的に検討したのものとしては、大森1990、1991、1995、2004、松本1993、加藤2010などが挙げられる。
- (2) 近代以降、瓶類を中心とした粗陶器生産地帯として位置づけられる石見陶業であるが、淵源期の伝承に「天明年間一人の職工備前より来り同村有志に計り粗陶器製造に従事」(窯業20 (238) : 明治45 (1912) 年) とあるように、それは開窯当初からの特徴であった。
- (3) 勸業政策を扱った研究としては斎藤1983、1984、三浦1998など。
- (4) 論文中で引用する新聞記事・雑誌の表記については、以下のように略記する。「山陰」 : 「山陰新聞」明治15 (1882) 年創刊、「松陽」 : 「松陽新報」明治34 (1901) 年創刊、「石見」 : 「石見実業時報」明治42 (1909) 年創刊、「窯業」 Vol. (No.) : 『大日本

- 窯業協会雑誌』明治25（1892）年創刊。
- (5) 篠原1972：220-223、『島根県統計書』。
- (6) 職工数20人以上の工場は、那賀郡石見村長沢・山口工場（明治42年、大正5年）、および同・吹ヶ迫工場（大正9年）の二工場で、いずれも製造品種に陶器と瓦が記載されている。
- (7) 例えば常滑の場合、明治36（1903）年段階では石見同様に9割以上が10人未満の零細経営者で、17人の職工を抱える伊奈陶器工場が最大であったが、大正8（1919）年段階では、引き続き零細経営者が大多数でありつつ、伊奈陶器工場は70人規模と大工場化した（大森2004：80-83）。
- (8) 明治30年『島根県統計書』、島根県内務部1912：101による。
- (9) 松陽：明治40（1907）年6月26日付。
- (10) ただし、組合組織の認可は翌37年8月30日である（島根県内務部1912：102）。
- (11) 山陰：明治36（1903）年7月8日付。
- (12) 明治36年「県会」（島根県公文書センター所蔵資料、簿冊番号群1-972）。
- (13) 前掲「石見焼陶器製造模範工場創設に付県費補助請願書」。
- (14) 県内の明治45年時点での同業組合法認可組合数は、製紙・精米業をはじめとした13組、準則組合は20組見られる（島根県内務部1912：99-102）。
- (15) 当時の石見焼製品について述べたものの一例としては、「尾張の本業焼同様瓶類を第一とし其他片口紅鉢等種々の雑器を盛んに焼出すこととて爾三年以来東京へ持上り船有之其質と云い釉薬と云い細工と云い安物にしては先好評なり」（「陶磁器歳晩商況」、窯業4（40）：明治28（1895）年）。
- (16) 当時の窯業技術者・北村彌一郎も石見焼成形における改良案として、「製造の種類を増加し現時の如く主として蹴轆轤に依頼するのみならず模型製作をも併せて行ひて角物をも製出し又器物によりては化粧土を施して其品質を精良ならしめ或は多少釉下着画を施せる器物をも作り、或は各種の着色釉品を製せんか」（北村1911：9）と述べ、製造製品の多様化を挙げている。
- (17) 窯業18（215）：480：明治43（1910）年。なお、このほか島根県内では出雲の船木浅太郎（3等）、舟木合名会社（3等）、出雲金蔵（4等）、および石見の肥田泰山（4等）が受賞している。
- (18) 石井の経歴は次の通り。千葉県出身、家業は酒造および醤油醸造業で22歳に養父より任されるも経営不振により断念。明治28（1895）年に家を挙げて東京へ移住し、甲州・上州などの鉾山開発によって資産家となる（甲州宝銅鉾は三菱に、上州利根銅鉾は村井氏なる人物に売却している）。また、馬匹改良のための東京競馬会の組織や大日本体育会への寄付など篤志家であったという。石井商店については、明治37（1904）年に横浜の木村利右衛門、英人ハーモンド二氏を顧問として開店したという（朝比奈1909：284-288、遠山1907：65）。
- (19) 山陰：明治37（1904）年12月3日付。
- (20) 山陰：明治37（1904）年12月23日付。なお、石井商店はその3日前には温泉津へも来訪している。その際も同様に演説を行い、また温泉津に出張所を設ける予定がありその準備として当地銀行へ2,000円預金済みであると報じられている（山陰：明治37（1904）年12月29日付）。
- (21) 山陰：明治37（1904）年12月3日付。
- (22) 島根県1966b：53。
- (23) 島根県1966b：14。
- (24) 島根県1966b：53。
- (25) 窯業22（254）：大正2（1913）年10月記事。
- (26) ただし、京都蚕糸業においてもこの時期における県の主体性と検査強化が起きていたことが指摘されている（加藤2010）。石見陶業の実態をどこまで踏まえた上での施策であるかは更なる検討が必要である。
- (27) 北村は、次のように燃料費を概算している。松材：15～20銭/10貫匁、石炭：23.4銭/10貫匁（九州からの運送費込）。ただし、燃料効率は石炭が2倍程度あるため半額の11.7銭となり、さらに運送費は尾張の事例（九州-尾張間の運賃）であるため石見の場合さらに割安となるだろうと述べている。
- (28) 大正3（1914）那賀郡窯業組合の規定には、製品検査の実施が謳われている（那賀郡共進会展覧会協

賛会1916: 181-182)。

(29) 表4の①には3郡分の予算が計上されており、これは布志名焼のあった八束郡、および那賀郡、邇摩郡が該当すると思われる。一方で、②や④の予算は2ヶ所であり邇摩郡は対象外であったと思われる。

【参考文献】

朝比奈知泉1909『財界名士失敗談 上』毎夕新聞社出版部

今給黎佳菜2010「近代日本陶磁器業における業界新聞：『陶器商報』について」『お茶の水女子大学人間文化創成科学論叢』13

今給黎佳菜2013「近代日本陶磁器業における情報ネットワークの発展」『技術革新と社会変革』6-1

大森一宏1990「明治大正期同業組合の情報活動 — 埼玉県を事例とした覚書—」『早稲田経済学研究』31

大森一宏1991「日露戦後経営と殖産興業 — 愛知県の同業組合を事例として—」『日本歴史』514

大森一宏1995「明治後期における陶磁器業の発展と同業組合活動」『経営史学』30(2)

大森一宏2004「常滑窯業の発展と同業者組織」『経営研究』18(1)

加藤伸行2010「明治中期～第一次大戦期京都府における蚕糸同業組合と府勸業行政」『日本史研究』578

北村彌一郎1911『島根県陶業ニ関スル調査報告』島根県内務部

清川雪彦1988「殖産興業政策としての博覧会・共進会の意義 — その普及促進機能の評価—」『経済研究』39(4)

齋藤修1983「地方レベルの殖産興業政策」梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』東京大学出版会

齋藤修1984「明治後期の府県勸業政策 — 予備的観察—」『経済研究』35(3)

篠原三代平1972『長期経済統計10 鉱工業』東洋経済新報社

島根県『島根県統計書』

島根県1966a『新修島根県史』史料編5近代中

島根県1966b『新修島根県史』史料編6近世下

島根県内務部1912『島根県商工業概要』

白戸伸一1980「明治前期における同業者組織化政策」『明治大学大学院紀要』17

白戸伸一1981「同業者組織化政策の展開過程」『明治大学大学院紀要』18

白戸伸一1982「1910-20年代における同業者組織化政策の一考察 — 重要物産同業組合の限界と同業者組織化政策の多様化をめぐる—」『明治大学大学院紀要』19

遠山景澄1907『景品実業家名鑑』京浜実業新報社

那賀郡共進会展覧会協賛会1916『那賀郡誌』

中安恵一2015「石見窯業における燃料確保—幕末の薪高騰をめぐる諸問題—」『古代文化研究』23

農商務省商工局『工場通覧』

藤田貞一郎1981『近代日本同業組合史論序説』国際連合大学

松本貴典1993「両大戦間期日本の製造業における同業組合の機能」『社会経済史学』58(5)

三浦黎明1998『岩手県の勸業政策と農会』刀水書房

宮地英敏2008『近代日本の陶磁器業』第9章、名古屋大学出版会

宮地英敏2014「近代日本における陶磁器産地の多様性について — 萩焼の展開を中心に—」『地球社会統合科学』21(1~2)

由井常彦1964『中小企業政策の史的研究』東洋経済新報社